**○農林水産省告示第百八十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木星丸字清浄谷一二四二の二・一二四三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町堀之内字杉島一一一六・一一一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字藤代二九四の二・二九四の四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字藤代二九四の二・二九四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市池田町西山山上志垣六一の二、六七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

**○国土交通省告示第二百八十号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

| 認定番号 | 特別評価方法認定をした方法の名称 | 性能表示事項 | 特別評価方法認定の申請者 | 申請者の住所 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1738 | 時刻歴応答解析方法を用いて検証する「赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法 | １－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） | 赤坂七丁目２番地区市街地再開発組合 | 東京都港区赤坂七丁目２番28号 | 令和８年１月21日 |

**○国土交通省告示第二百八十一号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中国横断自動車道尾道松江線

道路の区域

| 区間 | 変更別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 雲南市加茂町岩倉九二一番二から同市加茂町岩倉九一三番二まで | 前 | 最大　一四二<br>最小　七四 | 七八 |
| | 後 | 最大　一三九<br>最小　七四 | |

**○国土交通省告示第二百八十二号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

| 区間 | 変更別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 廿日市市上平良字廣池一〇二九七番四八から同市上平良字廣池一〇二九七番四二まで | 前 | 最大　三九五<br>最小　一一四 | 二一八 |
| | 後 | 最大　三九五<br>最小　一五〇 | |

**○国土交通省告示第二百八十三号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月十八日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中国縦貫自動車道

道路の区域

| 区間 | 変更別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 山口市黒川字杉ノ木三三二一九番三から同市黒川字杉ノ木三三二九番二まで | 前 | 最大　二七<br>最小　二四 | 三 |
| | 後 | 最大　二七<br>最小　二四 | |